

# 那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和3年6月8日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 勝村 晃夫 副委員長 小泉 周司  
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行  
委員 笹島 猛 委員 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 荘一 次 長 横山 明子  
次長補佐 大内 秀幸

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 谷口 克文 企画部長 大森 信之  
秘書広聴課長 海野 直人 秘書広聴課長補佐 宇佐美 智也  
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 橋本 芳彦  
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 浜名 哲士  
総務部長 川田 俊昭 総務課長 会沢 義範  
総務課長補佐 飛田 建 税務課長 小林 正博  
税務課長補佐 会沢 正志 市民生活部長兼危機管理監 飛田 良則  
環境課長 関 雄二 環境課長補佐 荻津 厚緒  
消防長 鈴木 将浩 消防本部警防課長 後藤 健仁  
消防本部警防課長補佐 仲田 康人

会議に付した事件

- (1) 議案第33号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)  
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第34号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)  
…原案のとおり承認すべきもの
- (3) 議案第35号 専決処分について(令和3年度那珂市一般会計補正予算(第2号))  
…原案のとおり承認すべきもの
- (4) 議案第36号 那珂市税条例等の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第37号 那珂市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの

(6) 議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(7) 議案第39号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(8) 議案第40号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(9) 議案第41号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(10) 議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第3号)

…原案のとおり可決すべきもの

(11) 議案第43号 物品売買契約の締結について

…原案のとおり可決すべきもの

(12) 「おくやみデスク」の開設について

…執行部より報告あり

(13) その他

- ・下江戸地区太陽光発電所建設現場視察時に協定書の適切な対応をお願いすることを決定した
- ・下江戸地区太陽光発電所建設現場視察日程について
- ・道の駅(筑西市・笠間市)視察の日程、視察人数について

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

総務生活常任委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

開会前にご連絡をいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴者の方につきましては、マスクの着用、また入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするなどご配慮を願います。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局職員が出席しております。

ここで、本日、議長が所用により欠席ですので、副議長にご挨拶をお願いいたします。

副議長 改めましておはようございます。

那珂市も1週間あまり感染者が出ておりませんでしたけれども、昨日、1名の方の感染発表がございました。また、茨城県内におかれましても、首長が感染され、市議会議員の方も一緒に会食という新聞記事が今日出ておりました。

私たち議員もしっかりと感染症対策をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、総務生活常任委員会、勝村委員長の下、慎重な審議をされますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会にご出席、誠にお疲れさまでございます。

ただいま副議長からもお話がありましたように、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨日、県が全体の対策水準をステージ2に引き下げました。

那珂市の感染者数につきましては、昨日、1名の感染者の発表がありましたが、ほぼ落ち着いている状況にあるのではないかと考えています。

また、ワクチン接種につきましては、6月2日に、市中央公民館での第1回目の集団接種が行われ、おおむね順調に接種をすることができたようでございます。

今後も、迅速にワクチン接種を行うことができるよう、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

本日は、議案11件、そして協議・報告案件が1件でございます。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙次第のとおりでございます。

これより議事に入ります。

まず、議案第35号 専決処分について（令和3年度那珂市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の内内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひ

たします。

それでは、議案書の 54 ページをお願いいたします。

議案第35号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

2枚おめくり願います。

令和3年度那珂市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金 3,073万4,000円、3目衛生費国庫補助金 3,015万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 ありません、はい。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結します。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第35号は承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、議案書 102 ページの次のページをお願いいたします。

議案第42号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 600 万円。

16 款県支出金、2 項県補助金、4 目農林水産業費県補助金 300 万円。

19 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 387 万 2,000 円。

21 款諸収入、4 項雑入、4 目雑入 40 万円。

5 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費 117 万 7,000 円。

下段になります。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 700 万 7,000 円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 原案のとおりご異議なしと認め、議案第42号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いします。

休憩 (午前 10 時 08 分)

再開 (午前 10 時 09 分)

委員長 再開いたします。

財政課及び消防本部が出席いたしました。

議案第43号 物品売買契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

財政課長 引き続き財政課になります。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案書 103 ページをお願いいたします。

議案第43号 物品売買契約の締結についてご説明いたします。

一番下をご覧ください。

提案理由といたしましては、那珂市消防団第8分団第1部配備の消防ポンプ自動車の更新に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

中ほど、記以下をご覧ください。

内容といたしましては、契約の目的、消防ポンプ自動車（第8分団第1部）の更新になります。

契約の方法、指名競争入札による契約。

契約の金額2,120万538円。契約の相手方、茨城県石岡市国府5丁目2番地25号、有限会社鈴機、代表取締役、鈴木直人でございます。

次のページをお願いいたします。

3番、納品の概要でございます。

車名、消防ポンプ自動車。使用シャシ、令和3年式3トン級消防専用シャシ。シャシ寸法、全長5,800ミリ以下、全幅1,900ミリ以下、全高2,800ミリ以下。エンジンの形式、水冷4サイクルエンジン。乗車定員6名。ポンプ装置一式でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これは指名競争、何者ぐらいの指名で入札したんですか。

財政課長 9者になります。

笹島委員 どういうところですか。主だったものを教えていただけますか。

財政課長 市の指名願いのほうで、消防車両で登録のある事業者になります。

笹島委員 9者で、県内のほうで9者ということ。大体どんな会社ですか、教えてくださいませんか。

財政課長 県内が6事業者、県外が3事業者でございます。

笹島委員 社名を教えてください、社名を。

財政課長 社名ですか、失礼しました。例えば、茨城消防株式会社とか、あとは有限会社カミス総合防災、小池株式会社、あとは今回落としました有限会社鈴機、そのほか株式会社土浦消防センター、トキワ産業株式会社、長野ポンプ株式会社、株式会社モリタ、株式会社モリタテクノス。以上でございます。

笹島委員 大体ほとんどその代理店みたいな会社かな、そういう。

財政課長 そうですね、はい。

笹島委員 これもともとモリタというところで作っていると思うんですけども、車体とかあれば日産とか何かだと思えますよね。それでモリタが加工して云々だと思えますけれども、そうすると大体どこも似たり寄ったりの金額になっちゃうよね。元値が一緒だから。あまり差がないということでしょう、どこでも。

財政課長 はい、委員、お見込みのとおりでございます。

笹島委員 これ毎回、消防車両を購入するときは県内のやっているここしか代理店がないから、毎回この9者を指名して、入札をしているということでやっているのかな、そうすると。

財政課長 指名願が出ている事業者のほうに指名をかけているという形になりますので、委員お見込みのとおり、出すとなれば同じようなところになるかと考えております。

笹島委員 そうすると、大体県内は同じやはりこの9者を代理店ですから指名して、やっていると。県内の市町村も同じですよ、これね。那珂市も。

財政課長 すみません、細かくは把握しているところではないんですけれども、おそらくそうではないかなというふうには考えております。

笹島委員 はい、分かりました。

君嶋委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、今回、令和3年式3トン級消防専用シャシということで購入、これは分かるんです。2017年から運転免許制度改正ということが実際今行われていて、18歳から免許を取って、普通免許を取ったとしても、その方が乗れる車種、トン数ですね、何トンまでが乗れるのか。ですから、今回この3トン級の消防専用のポンプ車を購入しても、その方たちは乗れる対象になるのか、お聞きしたいと思います。

消防本部警防課長 18歳以上であれば、最初から準中免許取得可能ということで、平成29年3月12日以降の新免許制度によりまして3.5トン未満であれば車両が乗れることとなっております。以上です。

君嶋委員 2トンまでじゃなくて、3.4トン。多分トン数でいくと2トンまでかなと思うんですよ。ですから、その辺を今後、団員の方、新入団員というか18歳、高校を卒業した方、新しく入団、加入しても、その方たちが多分2年間とか3年間はそれ以上に大きい消防車両を持っている団もあると思うんで、その辺を今後確認していただいて、やはり団と消防署のほうで、その辺チェックしながら、免許を持っていないのと同じでその方が運転したら大変なんで、その辺は確認していただきたいということと、あと職員の方も高校卒業して、免許は18歳、先ほど言ったように2トンぐらいまでの免許しかないんで、その後、特殊車両等取ると思うんで、そういうとき自己負担なのか、それとも消防署のほうでその辺を免許を取りに行っていたか、その辺は確認含めてお願いしたいと思います。

消防本部警防課長 先ほどの件なんですけれども、常備の消防職員にありましては自費で取得しております。

君嶋委員 道路交通法というか、この免許法もだんだん変わってきて、若い方、大分規制になってきていますから、今後その辺もチェックして、シャシの購入なり消防団のほうと、また職員の免許の取得についてもいろいろチェックしていただいて、今後努めていただければと思います。お願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。入替えをお願いします。

休憩 (午前 10 時 18 分)

再開 (午前 10 時 20 分)

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席しました。

常任委員会協議報告案件であります。

「おくやみデスク」の開設についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 秘書広聴課の海野でございます。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、常任委員会資料の1ページをお開きください。

「おくやみデスク」の開設についてをご説明させていただきます。

1番の設置の目的でございますが、市民の死亡に伴い、遺族の方々が市役所で行う手続においては多岐にわたっておりまして、ご遺族には大きな負担となっております。その各種手続につきまして、このたび開設しますおくやみデスク、こちらで一元的に取り扱うことによりまして、ご遺族の負担と不安の軽減により市民サービスのさらなる向上、窓口の業務効率化を図ることを目的としてございます。

2、開始時期でございますが、7月1日木曜日になります。こちらを予定してございます。

3、開設場所につきましては、本庁舎1階にあります市民相談室内に設置をいたします。

4、運用方法でございますが、原則としまして事前予約制といたします。予約枠としましては、平日の午前9時から、午前10時30分から、午後1時30分から、午後3時から、以上の1日4枠となっております。

なお、予約をせずに来庁されてしまったご遺族様等に対しましては、市民相談室におき

まして、改めて後日の予約を受付をする、またはこれまでどおり担当課室の窓口のほうに手続のご案内をすることになる予定でございます。

5、手続の内容としましては、主なものとして例を挙げさせていただきますと、住民基本台帳カード、または国民健康保険被保険者証などの返還手続、また市税や保険料等の還付請求の申請、国民健康保険や後期高齢者医療保険の葬祭費の申請、水道使用者の名義変更の手続などがございます。

最後に、6の周知時期でございますが、市民の皆様には6月中に市広報紙、市のホームページ、SNSなどで周知をしたいと考えてございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

ご意見、ご質問ございませんか。

副委員長 おくやみデスクに関しては、一般質問でも出ていましたので、かぶる部分があるかもしれないんですが、これあれですかね、おくやみデスクを開設することによって、手続が簡素化されるというところ、多分事前に分かっているので、印刷で文字が入ってくるとかあると思うんですけども、かなり時間短縮も図れるということなんですか。間を1時間半取っていますけれども、大体来庁者はどれぐらいで手続を終えることができるようになるんでしょうか。

秘書広聴課長 時間につきましては、亡くなられた方の状況によっても幅は広がるかと思いますが、基本的には予約をいただきまして、この方が今後手続に来るということがこちらでも事前に把握ができます。それに伴いまして、こういった手続が必要かという洗い出しをします。こちら側の時間的余裕がありますので、そういったものを踏まえると、申請等の住所や氏名であったり、そういったものの記載についても、事前に印刷することができたりということで、実際に窓口に来て、手続をされるご遺族にとっては、時間の短縮であったり、どのようなものが必要かというも事前に把握できますので、時間的には短縮がかなり図られるのではないかなというふうに考えてございます。

副委員長 あともう一点、周知なんですけれども、例えば死亡届を出しに来た際に、全ておくやみデスクの案内を多分出しに行くのはほとんど代理人だと思いますけれども、その方にお渡しするみたいなことはしないんでしょうか。

秘書広聴課長 事務的な流れをご説明させていただきますと、通常亡くなられて、死亡届を市の市民課のほうに提出していただきます。基本的には、ほとんどが業者が死亡届を出しに来るといのが流れなので、そのときには既に市民課でも、今後、ご遺族に対してどのような手続になるかという一覧表の配布を現在もしているところです。

今回、おくやみデスクを新たに設置するというので、さらにその中に比較見やすく分かりやすくどのような手続があるかというものを記載した上で、まずはお渡しするチラシの一番トップに目立つように、まずはおくやみデスクにご連絡をいただきたいとい

うところを目立つように記載をさせていただいて、実際に窓口で手続をした業者のほうにお渡しをして、ご遺族にお渡ししていただきますと、ご遺族のほうはそちらを見て、まずはこちらに電話をすればいいんだなというふうになっていただければ、こちらとしてもスムーズに手続ができるかなというふうを考えております。

以上です。

委員長 いいですか。

ほかにありませんか。よろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午前 10 時 26 分）

再開（午前 10 時 27 分）

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第39号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例は関連があるため、一括して議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書になります。

83 ページをお開き願います。

それでは、議案第38号及び第39号をまとめてご説明をさせていただきます。

議案第38号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

こちらに記載はございませんが、この条例の概要を申し上げますと、製造業や道路貨物運送業、梱包業、卸売業の業種の企業が工場等を新增設した場合で、雇用人数や資産の取得価格、そういった基準などを満たす場合に固定資産税を3年間一部減免するものでございまして、その場合に市の減収分を国が補填するというものでございます。

下の提案理由でございます。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正、適用期限の延長に伴い、本条例

の適用期限を令和3年3月31日から令和5年3月31日に2年延長するものでございます。

次の84ページが改正文となります。

その次、85ページが新旧対照表となりまして、86ページの条例の概要をお開き願います。

真ん中の本則第4条でございます。右側の改正の概要にあるように、上位法の一部改正に伴い、令和3年3月31日となっている適用期限を令和5年3月31日に改正して、2年延長をいたします。

その下の改正条例附則では、この改正を公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するとしております。

続きまして、87ページをお願いいたします。

議案第39号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

こちらも記載はございませんが、この条例の概要を申し上げますと、先ほどの那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例によりまして、固定資産税が一部減免されたものについて産業活動の活性化及び雇用機会の創出のために、市の独自施策としまして、残りの課税部分をこの条例により課税免除するというものでございます。

下の提案理由でございます。

市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため、本条例の適用期限を令和3年3月31日から令和5年3月31日まで2年延長するものでございます。

次の88ページが改正文、89ページが新旧対照表となりまして、90ページの条例の概要をお開き願います。

こちらも真ん中の本則の第4条でございます。先ほどの条例と同じく令和3年3月31日となっている適用期限を、令和5年3月31日に改正をしまして、2年延長いたします。

その下の改正条例附則では、この改正を公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するとしてございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第40号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 それでは、91ページをお開き願います。

議案第40号 那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

この条例の概要でございますが、東日本大震災の影響によりまして、那珂西部工業団地が平成24年に国の復興産業集積認定区域の認定を受けております。ここに立地する電気機械関連産業の事業所において、雇用機会の確保に寄与する事業等の用に供するために機械や装置の新增設、建物などを取得した場合、固定資産税が5年間免除になるというものでございまして、課税免除した部分につきましては、全額特別交付税の減収補填を受けられることになっております。

下の提案理由でございます。

東日本大震災復興特別区域法の改正に伴い、同法に基づく税制上の特別措置の対象区域から本市が除外されたことから、課税免除を受けられる最終年度の令和9年3月31日を条例失効日として附則に加え、併せて文言修正を行うものでございます。

次の92ページの改正文、93ページに新旧対照表がありまして、94ページの条例の概要をお開き願います。

中ほどの本則の第2条第4号の改正は、年号を改めて平成を令和に改めます。

その下の附則のところでは、条例の執行期限であります令和9年3月31日限りでその効力を失う旨の文言を追加いたします。

施行期日は、公布の日から施行することといたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第40号は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部入替えをお願いします。

休憩 (午前 10 時 37 分)

再開 (午前 10 時 38 分)

委員長 再開いたします。

総務課が出席しました。

議案第37号 那珂市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 総務課長の会沢でございます。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案の75ページをお開きください。

議案第37号 那珂市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例。

那珂市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

令和3年1月に定めました申請書等の押印及び署名の見直しに関する指針に基づき、申請書等の押印または署名を廃止するため、押印または署名について規定している関係条例の一部を改正するものでございます。また、新たに職員となった者のサービスの宣誓の方法につきましては、指針に含まれない人事的手続ではございますが、国の取扱いに準じまして、宣誓書への署名を廃止するものでございます。

76 ページが改正条文、77 ページから 80 ページが新旧対照表となっております。

それでは、81 ページをご覧ください。

改正の概要でございます。

まず、本則第1条関係です。こちらは那珂市固定資産評価審査委員会条例の一部改正になります。改正する条文の第4条第4項関係としまして、審査申出書の押印廃止、第8条第5項関係としまして、口頭審理時に関係者が口頭で証言することに代えまして、口述書を提出する場合の押印及び署名を廃止するものでございます。

本則第2条関係としましては、那珂市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正になります。改正する条文の第2条第1項関係としまして、宣誓書を提出する際の方法の変更及び宣誓書への署名押印を廃止するものでございます。

本則第3条、那珂市火入れに関する条例及び本則第4条、平成23年東日本大震災に係る災害被害者に対する市民税等の減免の特例に関する条例の一部改正につきましては、どちらも申請書への押印を廃止するものでございます。

次のページをご覧ください。

附則でございます。第1項、施行期日は令和3年7月1日。第2項、第3項、経過措置としまして改正前の様式を使用されている申請書等も改正後の様式とみなすこと。また、改正前の申請書等の様式は、合理的に必要と認める限り、修正して使用することができるというものでございます。

また、市で定めました申請書等の押印及び署名の見直しに関する指針に基づき、規則や要綱等につきましても、署名や押印の廃止を行っております。指針では、市からの決定通知あるいは出納関係書類等は国・県の動向を踏まえ見直し対象外としたことから、今回の調査により見直し対象となった件数は1,078件となっています。そのうち、令和3年4月1日施行で押印廃止のものが629件、署名廃止が5件、令和3年7月1日施行予定で押印廃止のものは124件、署名廃止のものが3件となっております。

4月1日施行分につきましては、既に広報紙やホームページで市民の皆様にお知らせしているところでございます。

また、内部事務におきましても、国に準じ4月1日の施行分で45件、7月1日施行分で103件につきまして押印廃止をいたします。

今後とも押印廃止並びに署名の廃止につきましては、国や県の動向を注視し、適宜対応してまいります。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

副委員長 75ページで、これ職務の宣誓ですか、サービスの宣誓で、これ署名廃止となっているんですが、署名廃止なんですか、押印の廃止ではないですか。

総務課長 こちらサービスのほうの宣誓書の提出なんですけど、こちらのほうは署名と押印の廃止という形になります。以上です。

副委員長 そうすると、あの宣誓書というのは、前は名前を書いて、印鑑を押していたのが、もう書かなくていいということですね。

総務課長 はい、そのとおりでございます。

副委員長 ということは、宣誓書というのがなくなるということではなくて、ただ単に、これ例えば様式、条例の中では名前は書くようになるわけじゃないんですか。

総務課長 今まで宣誓書の提出につきましては、上級職の前で署名、押印という形を取ってございました。

今回、こちらのほうの改正、押印等の廃止につきましては、そもそもやはりデジタル化といいますか、こういった宣誓書、今回の場合は内部事務なんですけど、こちらのほうにつきましてデータとして提出することも可能というような手続に代えさせていただいたところでございます。以上です。

副委員長 ということは、名前のところは最初から印字されていて、それをもって提出してオーケーという意味合いですか。この新旧対照表の中で氏名と書いてあるのは、ここに書けということではなくて、そこは最初からもう職員の名前が印字されていて、出すだけという認識でいいんですかね。

総務課長 そういった形になろうかと思えます。

副委員長 それと、今回これが上がってきて、そのほかにかかりの数を見直して、廃止になるということなんですけど、それ以外の部分はあれですか、規則とかそういうもので条例に係るものが今回この4件だけで、大部分はもう規則の中で廃止がされるということの認識でいいんですかね。

総務課長 今回、見直しの対象とさせていただいたのが1,078件ございます。そちらのほうは規則や要綱、そういった形で定めている様式等の変更ということで、そちらについては4月1日施行分と、あと今度7月1日施行分という形でこちらのほうの変更のほうをさせていただくところでございます。

以上です。

副委員長 ですから、条例じゃない部分で規則の変更で十分、そのほかの部分は対応済みといいますか、7月分については今後かもしれませんが、これだけの件数、結構あるじゃないですか、押印629件に124件足しても結構な件数になりますけれども、それでも4件しか上がってきていないということは、大部分は規則でということの認識でいいんですよね。

総務課長 おっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時48分)

再開(午前10時48分)

委員長 再開いたします。

税務課が出席しました。

議案第33号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 税務課長の小林です。ほか3名が出席をしております。どうぞよろしく願いいたします。

議案書10ページをご覧ください。

議案第33号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり那珂市税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるものでございます。

40ページをお願いいたします。

議案33号の説明資料となっておりますので、こちらの資料にて説明をさせていただきます。

1の改正理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものでございます。

次の2につきましては、主な改正の内容となります。

(1)の個人市民税についての改正内容としましては、下記のアからウの内容となります。アにつきましては、給与の支払いを受ける者が給与支払者に提出する扶養親族申告書等について、紙の提出ではなく電磁的方法により提供を行う場合において、一定の要件を満たすことで、申請を省略ができる要件緩和についての内容となります。

次のイにつきましては、住宅借入金等特別税額控除の特例延長についての内容となります。新型コロナウイルス感染症の影響により、控除期間について10年から13年間とする特例適用の期限延長を実施をしておりましたが、今後の住宅借入金控除の対象についても適用し、一定の期間で契約をした場合については、令和4年12月31日までの入居者についても引き続き所得税額から控除しきれない額についても現行と同様に控除限度額の範囲内で個人市民税額から控除できる法改正となります。

次のウにつきましては、退職所得課税適正化についての改正となります。現状の退職給付実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても雇用の流動性等に配慮することから退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外する内容となります。

続いて（2）軽自動車税に関する改正内容となります。

アにつきましては、環境性能割の臨時的軽減延長についての内容となります。新規で軽自動車を購入した場合には、軽自動車税環境性能割が課税されますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、税率について通常の税率から1%分を臨時的軽減として令和2年度で実施をしておりましたが、特例措置の適用期限について9か月延長を行い、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする改正内容となります。

次のイにつきましては、環境性能割の税率区分の見直しについての説明となります。軽自動車税環境性能割の軽減対象者については、2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す内容となります。

次のウにつきましては、グリーン化特例の見直しになります。令和3年度及び令和4年度に新車新規登録を受けた自動車について適用する車の区分を見直した上で、グリーン化特例である経過の適用を2年間延長するものでございます。

環境性能割、グリーン化特例の税率区分等の変更につきましては、それぞれ議案書42ページの参考資料①、②を参考に掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、41ページをお願いいたします。

（3）固定資産税の改正内容となります。

アの固定資産税の負担調整措置の継続につきましては、宅地等及び農地の負担調整措置について令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する内容となります。

次のイにつきましても、固定資産税の負担調整措置を継続しながら、新型コロナウイルス感染症による影響等を考慮することにより、令和3年度に限り課税標準額が増加する土地については、令和2年度の課税標準額に据え置く措置を行うものでございます。

（4）その他については、項ずれの修正等によるものです。

3の施行期日等につきましては、令和3年4月1日から施行し、経過措置として令和3

年度分以後に適用し、令和2年度分までについては、従前の例によります。

議案第33号の詳細な改正文等につきましては、議案書12ページから39ページとなりまして、条例の改正文、新旧対照表、改正条例概要の順になります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 この固定資産税の負担調整措置の継続というのは、これどういう仕組みでしたっけ、負担調整措置というのは。

税務課長補佐 税務課の会沢です。

負担調整割合なんですけれども、例年急激に固定資産税のほうの上昇がありますと、税負担のほうが増えてしまうということで、負担軽減措置ということで年5%ずつ、いわゆるならして、固定資産税を評価に、地価公示に合わせて上げていくような仕組みとなっております。そちらの負担調整の割合を平成6年度からの地価公示価格の7割程度に統一されていまして、それによってお話ししましたが、急激な上昇に伴って負担を緩やかに上昇されることを対応ということで決められた制度の緩和措置という内容でございます。以上です。

笹島委員 平成6年、随分昔のあれをまだこれ引き継いでいるのかな。これいつまでやっているのかな、それは。

税務課長 この件につきましては、いきなりやめるわけにもいかず、このまま半永久的ではございませんが、かなりの間続くことと解釈をしております。以上でございます。

笹島委員 例年、地価は下がっているんだよね。平成6年あたりが地価が高かった部分で今言っていた急激に上げるというのは、もう平成6年の話であって、それ以来、それから何年間か過ぎて、地価どんどん下がりつつあるんだよね。ちょっと矛盾しているんだよね。だから、これいつまでやっているのかな、こんな措置は。いつまでこれ挙げておくつもりなのですか。

税務課長 これにつきましては、国で定めておりますので、那珂市がどうのこうのということができませんので、いつまでということはまだ決定はされておられません。以上でございます。

笹島委員 市民、国民は苦しんでいるんだよね、これで。だから、やはり声を上げなきゃいけない部分だと思うんですけれども、国があれしたからというあれでそれは国は申し訳ないですけれども、取りっぱぐれがないような形で取るわけであって、それに便乗しているのが行政、こういう役所関係でしょう。市民、国民からしてみれば、もう現状というのは逆転しているんだよね。だから、いつもまでたってもこういうことをやっているということ。みんな、ほら、市民というのは重荷になっているんですよ、その固定資産税というのに対して。ですから、そういうものに対して、もうそろそろいいんじゃない

いかと。

これまた令和5年まで。あまり新型コロナウイルス感染症は関係ないんだけど、これ。それで終わっちゃうんだらうけれども、もう一回答弁お願いしますよ。

税務課長補佐 お答えします。

委員おっしゃるように地価、固定資産税の評価自体がそもそも国7割というお話をしましたけれども、それ以下の評価額が現状なんですけれども、それを例えば極端に言いますと、1年で地価が2倍になった場合に、急激な地価上昇があったと仮定すると、なかなかその2倍になった場合の固定資産税をいきなり市民の方にご負担いただくというのは、なかなか税法上できないということで、今回2倍になったと仮定したとしても、それを年間ずつ、要は緩和することで、将来的には評価の7割程度に上がれば、当然追いつけばあれですけれども、委員がおっしゃるように土地の公示自体もほぼ今年度も横ばいということで、ほぼ上がってはいませんが、ただそういった差がありますので、そういったものを年次でどんどん上げていくというか、近づけていくというような趣旨で今回は負担調整割合ということで3年間の延長を求めているものでございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第34号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 議案書の43ページをご覧ください。

議案第34号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

53ページをお願いいたします。

議案第34号の説明資料となっておりますので、こちらの資料にて説明をさせていただきます。

1の改正理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

2につきましては、主な改正の内容となります。

(1)都市計画税の改正内容について、アの都市計画税の負担調整措置の継続については、固定資産税と同様の改正となり、現行の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置制度を継続する内容となります。

イにつきましても、固定資産税同様、負担調整措置を継続しながら、新型コロナウイルス感染症による影響等も考慮し、令和3年度に限り課税標準額が増加する土地については、令和2年度の課税標準額に据え置く措置を行うものでございます。

(2)のその他につきましては、項ずれの修正による改正ということでございます。

3の施行期日等につきましても、令和3年4月1日から施行し、経過措置として令和3年度分以後に適用し、令和2年度分までについては、従前の例によります。

なお、議案第34号の詳細な改正文等につきましては、議案書45ページから52ページとなりまして、条例の改正文、新旧対照表、改正条例概要の順になります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 那珂市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 議案書の55ページをお開きください。

議案第36号 那珂市税条例等の一部を改正する条例について。

那珂市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

73 ページをお願いいたします。

73ページから74ページにつきましては、議案第36号の説明資料となっております。

1 の改正の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものでございます。

次の 2 につきましては、主な改正の内容となります。

(1) の個人市民税の改正内容について。

アになりますが、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人市民税均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族につきましても、対象者の見直しを図ることにより、国外において一定の所得を得ている親族等への対応を行うものでございます。

次のイにつきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の改正となり、適用期限を令和 9 年度分の個人の市町村民税まで 5 年間延長する内容となっております。

次のウにつきましては、寄附金控除についての改正となります。特定公益増進法人等について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金について除外をする内容となっております。

次の(2) 固定資産税につきましては、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置についての 2 年延長及び浸水防止を図るために取得した償却資産について軽減する内容です。

(3) のその他につきましては、項ずれの修正等によるものです。

3 の施行期日等になりますが、(1) の令和 4 年 1 月 1 日からの施行については、特定一般用医薬品等の購入についての医療費控除の特例、また寄附金税額控除の出資に関する寄附金の除外となります。

(2) の令和 6 年 1 月 1 日からの施行については、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しによる経過措置となります。

次のページをお願いいたします。

(3) の浸水防止を図るために取得する一定の償却資産に係る固定資産の軽減につきましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日となります。

(4) の生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置につきましては、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律、附則第 1 条第 2 号に掲げる既定の施行の日となります。

経過措置としましては、上記の各施行日以前については、従前の例によります。

なお、議案第36号の詳細な改正文等につきましては、議案書56ページから72ページで、条例の改正文、新旧対照表、改正条例概要の順になります。

税務課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩 (午前 11 時 12 分)

再開 (午前 11 時 13 分)

委員長 再開いたします。

環境課が出席しました。

議案第41号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

環境課長 環境課の関でございます。ほか2名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

議案書95ページでございます。

議案第41号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年那珂市条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

無許可による土砂の埋立て等に対して迅速な行政指導を行い、市民の安全と良好な生活環境の保全及び災害の防止に資するため、那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する。

主な改正の内容でございますが、事前協議の義務化、条例適用範囲の拡大、申請者の欠

格要件の見直しを行うものでございます。

次のページの96ページ、こちらにつきましては改正文でございます。

次の97ページから100ページにつきましては、新旧対照表でございます。

101ページ、こちら条例改正の概要をつけてございます。

今回の改正箇所につきましては、6か所の条例の改正がございます。5条の2、6条、この2つにつきましては、規制の強化に関するものでございます。

7条から10条、こちらの4つにつきましては、県の条例との整合を取るものでございます。

附則につきましては、施行期日及び経過措置についてでございます。

102ページをお願いいたします。

ここで資料の訂正をお願いいたします。

5番、経過とスケジュールのところでございます。「2月に総務生活常任委員会に報告」とございますが、こちら「3月」の記載誤りでございます。訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

1、改正の背景と目的でございます。

茨城県内におきまして、無許可による土砂等の埋立て事例が多く発生している中、本市においても令和元年12月から翌年1月にかけて鴻巣地内、大内地内において無許可による土砂等の搬入が行われ、土壌の安全性が危惧される事例が発生しました。

無許可による土砂等の埋立てに対し、迅速な行政指導を行い、市民の安全と良好な生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的として、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございます。

1番としまして、事前協議の義務化でございます。事前協議につきまして、条例に追加し、許可申請前に事業計画について協議、指導の実施を行うものでございます。

2番につきましては、条例適用範囲の拡大。土地の埋立て区域の面積を従来の500平方メートル以上5,000平方メートル未満から、5,000平方メートル未満に改正し、下限値を撤廃するものでございます。

3番としまして、欠格要件の追加。ア、イ、ウの記載した3つについて追加するものでございます。

3番としまして、パブリックコメントの結果でございます。令和3年3月25日水曜日から4月23日金曜日まで30日間、パブリックコメントを行いました。閲覧件数につきましては、ホームページアクセス44件、窓口の問合せについてはゼロ件、意見についてもございませんでした。

施行日につきましては、令和3年7月1日を予定してございます。

5番の経過とスケジュールでございます。

2月に環境審議会の意見をいただきまして、3月の総務生活常任委員会において報告をさせていただいております。その後、パブリックコメントを実施しまして、5月、庁議内、市役所の会議におきまして改正案を決定してございます。本6月議会で議決をいただければ、7月1日に施行するスケジュールとなっております。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 前に鴻巣地内と大内地内があったと思うんですけども、その後どうなったのか教えていただけますか。

環境課長 この2か所につきましては、現在、搬入はされていない状況です。実際に、中止命令を出してございます。1件、鴻巣地内におきましては、措置命令を出したところでございます。これにつきましては、昨年12月、土地所有者、購入者と思われる方が市役所の収納課に来庁されまして、そこで住所とつかめなかったんですけども、その方に対して直接措置命令のほうを出したところでございます。

もう一件の大内地内の案件につきましては、中止命令等を郵送しております。また、措置命令については、お渡しできていない状況でございます。

以上です。

木野委員 今後、一応どういう対応されるのか、再度いいですか。

環境課長 今後につきましては、防犯カメラ等を設置して、データをちょっと膨大なものを整理して、その後、弁護士の先生に相談しまして、告発に向けて活動をしているところでございます。以上です。

委員長 よろしいですか。

笹島委員 これ業者が、県内のインターチェンジ近くの至るところでやっていると思うんですけども、同じ業者だと思うんですけども、今言っていた行政指導、限界があると思うんですけども、前からあれしていつて。どれだけ指導で、命令で、今至るところにあるんですけども、撤去されているのか、現実的に。まず、そのまま居直っちゃうというケースも多いと思うんですけども。今言っていた罰則云々というのはないわけでしょう、これがね。訴訟か何か起こす以外ないわけでしょう。できていないですよ、これがね。

あと、県と市というのは、これ平米数で分けているのかな。やっぱりその本当は協体制をやんなきゃいけないんですけども、なかなか鴻巣地内の件もやはり県のほうにあれして、県のほうが慣れているわけなんですけれども、逆に言えばこっちのほうにこうしてくれ、ああしてくれと言ったって、なかなかこの連携取れていないということで、お互いに何か縄張り争いみたいなことをして進まない。結局、押しつけちゃ

うというのが大体まかり通っちゃっているんですけれども、やはりもっともっと進歩していかなければ、やはりそういう業者、これから増えてきているんですよ。今言っていたインターチェンジから近いところというのは、非常に便利なところですから。今度は空き地というのが増えてくると、今度はそういうところに貸しちゃうわけですね、そうすると。いや、最初はそういうふうなのじゃなかったと。鴻巣地内のほうもそうだったんでしょけれども、それとも使い物にならないから貸すなり売るなりしちゃってということで、非常に仕組みが複雑なってくるんですよ。そうするとやっぱり市のほうもこれから対処が大変だと思うんですけれども、どういうふうに今度は今のような対処をしていくんですか、今度。

環境課長 まず、今回、条例を整備しまして、実際に搬入されたとき、事前協議、搬入された時点で現場に駆けつけて、事前協議がされていなければ条例に抵触すると。同じく 500 平米を下限値撤廃したことによりまして土を入れたということで、そこで早めの早期な対応ができる効果を期待しているところです。

実際に、市役所の内部におきましては、外に出る部署の方に、怪しいダンプを見かけたらば、環境課に連絡してくださいと、情報を収集することもしております。そのほかにも税務課だったり収納課だったりそういう怪しげな方の情報があつた場合には、環境課に情報に一括して集めるような体制をしてございます。

そのほか、実際に県内で発生している事例などで、ある一定の傾向があるものがございます。そちらのほうを研究しまして、そういう箇所を那珂市内に 8 か所ぐらいありまして、そこは重点的にパトロールをしているところでございます。

そのほかにも一番は通報していただく。全部の土地を管理するところは難しいところがございますので通報していただいて、早期発見をして、対応をするのが一番のことと考えてございますので、情報提供をいただけるようなそういう仕組みも進めていきたいと考えております。

笹島委員 そうですね、一番大事な早めに情報をキャッチして、そこら辺が狙われているよというくらいのところまでしていかなないと、始まっていっちゃうと、あれよあれよという間にどんどん拡充して行って、無視していきんですよ。あそこもそうでしたね、やはりね、本当に田んぼ道、普通の車も通れないような拡幅して、もうダンプカーが通れるようにしちゃって、そこにバリケードを張りましたもんね。いろんなことを無視して、まあ、いろんなところでやっているから、相手もすごいですよね、ですからね。

私も現場、何回も見ました。職員の人たちと一緒にいったことがありますけれども、本当に次から次、もう無視してという、計画も何も無視してという、新手の手法でやりまますからね。

ですから、一番言っていたように、ここはもう狙われているよというところに、事前にそこをもう張りついてやっていかないと。でも、そこをやられてしまったら、もっと毅

然たる態度でどんどん進めていかないと、どんどん大きくなるというのが、すごかったですよね、鴻巣の地区ね。あれよあれよという間にどんどん、隣の会社のプレハブのあれとかも迷惑して行って、何回もクレーム来たと思うんですけども。もう、今はちゃんと見ていないんですけども、やはりそういう経験がありますからね、よろしく願いいたします。

副委員長 500平方メートルからゼロにするということは、非常にいいことだとは思いますが、その一方で、通常自己住宅を建てる時なんかは、大体500平方メートル以内でということが普通かと思います。そういった場合に、届出を出すだけならいいんですけども、やはり地質調査とかそういったものに非常にお金がかかりますんで、すごく埋立てなんかは負担になると思うんですが、そういうものは多分、この間の花島議員のほうの発言通告の中でもやり取りされた中で、規則のほうで多分例外規定なんかをつくっていらっしゃると思うんです。その例外規定を教えてくださいたいのと、今回、特にこの改正に合わせて付け加えたような例外規定があれば、教えてくださいたいと思います。

環境課長 例外規定でございますが、今回特に設けたものとしましては、家庭菜園とかなんかもゼロ平米にすることによって対象になってしまうというものがございますので、そちらについては適用を除外するものとしております。

そのほか、住宅の造成に係るものについても適用を除外しております。

あと、農業関係でございます。農業関係で農地の改良、土を改良するなんかのときに、堆肥とか入れると思うんですけども、それについてもある一定の基準、今回は規則の中で1,000平米を超えないものに対しては適用を除外するという項目を設けております。

以上です。

委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休憩(午前11時29分)

再開（午前 11 時 40 分）

委員長 再開いたします。

その他として 2 件ございます。

初めに、前回の総務生活常任委員会において、下江戸地区の太陽光発電事業所へ、災害時に事業所が迅速な対応を取っていただくよう、要望書を提出をしてはどうかのご意見がございました。

その件について確認したところ、別紙のとおり、市と事業所において那珂市環境保全に関する協定書を締結しております。

その中で、2 ページをお開きいただきまして、第 9 条において抜粋になりますが、防風、豪雨、落雷、地震等の自然災害が発生した場合には直ちに適切な措置を講ずるものとなっております。

そのことから、次回、完成前の視察時に改めてこの協定書の直ちにとという文言について、議会としても適切な対応を改めてお願いするということがよろしいかと思いますが、そのような方向でよろしいか皆さんのご意見をお伺いいたします。第 9 条です。

萩谷委員 いや、直ちにとということで何か問題があるということはないですね。もっと……

委員長 直ちにであれば問題はないんですが、前回の視察時において、事務所をどこに置くかまだ決まっていないと。ひょっとしたら東京からなら 2 時間で来られるというような話もありました。2 時間ということでは、直ちにとということになるのかどうか、その辺も含めております。

萩谷委員 委員長から今話ありましたけれども、この前、視察したときに、事務所をどこにするか分からないという。東京もあり得るかなというようは感じもあったのは私も分かっていますけれども、やはり要望という形で何かこう、すぐ、直ちにとという文言に見合ったところにやはり設置してもらおうとか、そういうところを造ってもらおうという要望ができればいいのかなと思うんですけども。

委員長 そうですね。

萩谷委員 そういうことですけども。

委員長 完成前か 8 月……

7 月末頃に向こうで、我々の視察する前には受入れができるというような話もありますんで、そのときにこの協定書のとおり、直ちにとすることができるのかどうか、改めて確認とか、お願いとか、それをしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

笹島委員 これ具体的に聞かないといけないと思うんです。私、あのとき、質問したんですけども、2 時間あまりかけて東京からと言うんで、じゃ、この近くはと。何か警備会社か何かにそれもどこかとかもそれも聞いていないんですけども、頼んでいて、非常に無責任な話ですよ。あれだけの大きな広大なところで、いつ土砂崩れが起きても、今のこういう集中豪雨が、ゲリラ豪雨が多いこういう時代において、ああいうところが放

置されるというまでいかないですけれども、やはり本当に那珂市内じゃなくてもいいですけれども、最低水戸市内に置くような。

あの会社は全国各地を転々と、やはりこれいろんなところから資本を受けて、そして造って、また次、岡山県だと言っていましたね。ですから、そういう形をやっているんじゃないのかな、だから。ほかは構わないですよ、ほかの市町村は。ほかは構わないですけれども、せめて那珂市だけは最初にやはりきちんと、もう本当は那珂市内にいてもらえたら一番安全ですけれども、もうそれでも駄目だったら最低、水戸市内、ひたちなか市内に常駐してもらって、24時間体制ですよ、だから。そのくらいにやってもらわないと、あれだけの広大な敷地を放置されては、困るのは那珂市民、那珂市ですから、はい、私はもう毅然たるきちんと具体的にもう言うべきだと思うんです。以上です。

委員長 ありがとうございます。

君嶋委員 私も、やはりあれだけ広大な敷地の中にメガソーラーのパネルがあるということは、この今の時代、何が起きるか分からない、自然災害が突風なり豪雨なり。ですから、そういうときにすぐ対応していただける体制はきちんと取っていただきたい。工事業者は次から次と行く場所はあるでしょうけれども、これを運営する会社はきちんとこの施設を管理していただくためには、災害時には対応できる体制はきちんと取っていただけることは強く要望したほうが私はいいと思います。

木野委員 確かに、あそこはバードラインが1回地震のときに陥没していますもんね。その先ほどのやはり近隣ということで、それを考えるとしっかりと議会としてそういう要望はしたほうが私もいいとは思いますが。

委員長 分かりました。大体皆さん同じようなご意見でございまして、次回の視察のときに改めてこの協定書の文言について適切な対応をお願いするというので進めていくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、そのようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、視察の件になります。

7月末でおおよそ完成するという事なんで、そのことで日にちが決まりましたらお願いいたします。

次に、道の駅の件についてですが、先月、総務生活常任委員会と産業建設常任委員会の委員で集まって協議した結果、所管は産業建設常任委員会になるが、総務生活常任委員会委員も含めて調査していくことになりました。そのため、新型コロナウイルス感染症で延期としていた道の駅の視察についてですが、事務局に筑西市と笠間市に受入れ状況について確認してもらいましたので、事務局から説明をいたします。お願いします。

次長補佐 6月3日に、茨城県独自の感染拡大市町村に指定されていた筑西市と笠間市が解除されたため、両市に道の駅の視察の受入れが可能か問合せを行いました。

昨日、両市から回答がありまして、筑西市につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大しなければ視察は可能と回答いただきましたが、笠間市につきましては、感染症対策基準を定める予定とのことで、現時点では未定ということでした。

ただ、もし笠間市で受入れが可能となった場合には、道の駅かさまが、7月末が工期で、7月はタイトなスケジュールで動いているということで、もし視察をするのであれば、8月上旬以降にお願いしたいというご連絡をいただいております。

以上でございます。

委員長 事務局からの説明のとおり、筑西市は、新型コロナウイルス感染症の感染状況が広がらなければ受入れは可能、笠間市については未定ですが、視察可能となれば、8月上旬にしてほしいとのことですので、その場合は8月上旬の日程で両市の視察を行うということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 はい。

それでは、次に視察に行くメンバーについてですが、コロナ禍で2つの委員会で訪問すると大人数になると思うんですね。両委員会全員で行くのか、または両委員会を何人が絞った訪問をするのがよろしいのか、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

笹島委員 両委員会だとトータル何人ぐらいになるんですか、大体。

委員長 両委員会で行くと11人プラス事務局2人で13人。

笹島委員 14人。

委員長 13人。

笹島委員 13人ですね。大勢ではないと思うんですけども、13人ですとね、はい。ですから、両委員会で行かれたほうが。

委員長 13人というバスですか。

次長補佐 車2台です。2台で行けば13人なら。

委員長 2台で行けばいいのか。

相手が10人してくれなんていうふうになっても。

笹島委員 委員長、とりあえず13人と。相手側が半分にくれと言うんだったら仕方がないですけども、とりあえず全員ということによろしいですか、それで。

委員長 やっぱり選抜というのもね。

はい、じゃ、選抜はなしということで全員で行くということにしておきます。

ただ、受入先のほうで無理ですよということになれば、そのときはまた改めて。分かりました。

それでは、これを明日、産業建設常任委員会がありますので、そちらで協議してもらおうということにいたします。

それでは、以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

閉会（午前 11 時 51 分）

令和 3 年 8 月 24 日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 勝村 晃夫